

(要領様式第1号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

5 長地環第5-4号
令和5年（2023年）2月15日
長野県長野地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第37条第2項 （第37条第5項含む）	事業計画概要説明会終了報告書 （勧告に基づくものを含む）	
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	○
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事項	内容（該当する項のみに記載する）	
氏名及び住所 （法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	株式会社市川商会 代表取締役 市川 真一 長野県中野市大字越 1236 番地	
申請の区分（Ⅰ）	産業廃棄物処理施設の設置許可	
条例第39条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県中野市大字竹原 1897 番 16 ほか
	②廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に規定するがれき類の破碎施設
	③処理を行う廃棄物の種類	がれき類
	④廃棄物の処理施設の処理能力	800 t/日（100 t/h 8時間稼働） （破碎機計2台：100 t/h、102 t/h）
条例第39条	⑩対象周辺地域の範囲	中野市竹原区、長元坊区、下高井郡山ノ内町夜間瀬神戸地区 中野市竹原地区、下高井郡山ノ内町夜間瀬神戸地区
	⑪対象関係市町村及び対象関係住民の範囲	・中野市長、下高井郡山ノ内町長 ・対象周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 ・対象周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者
	⑫事業計画書の閲覧場所、期間及び日時	（場所）株式会社市川商会 本社事務所内 長野県中野市大字越 1236 番地 （期間）事業計画協議終了まで （時間）午前8時～午後5時
	⑬対象関係住民に対する事業計画説明会の開催日時及び場所	（日時）1回目 令和6年2月9日（金） 午前10時から 2回目 令和6年2月16日（金） 午前10時から （場所）竹原研修センター 中野市竹原 440 番地 1

関係図書 の 縦覧	縦覧に供する場所	長野県長野地域振興局 環境・廃棄物対策課
	縦覧期間	事業計画協議終了まで (土日・祝日その他県の休日を除く。)
	縦覧時間	午前8時30分～午後5時

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第41条	<ul style="list-style-type: none"> ○第36条第1項の対象関係市町村長 ○第36条第1項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者 	○事業計画について	17号	<p>提出期限 令和6年3月18日 (月)</p> <p>提出先 〒383-0005 中野市大字越 1236 番地 株式会社市川商会 (意見書の写しを 地域振興局にも提出 できます)</p> <p>写しの提出先 〒381-0836 長野市大字南長野 南県町 686-1 長野県長野地域振 興局環境・廃棄物対 策課</p>

* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・ 条例第41条の規定による意見書については、縦覧することを予定しております。意見書を提出した方の住所（地番の部分に限る）、氏名及び電話番号は黒塗りのうえ縦覧されます。
- ・ 提出書類はいずれも日本工業規格A列4番（折込可）とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・ 提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。